

## 日本の「高齢者人口」（日本）

### 1. 「高齢者人口」を把握するには？

政府が国内の人口を把握するために行う「国勢調査」(こくせいちょうさ)で把握することができます。

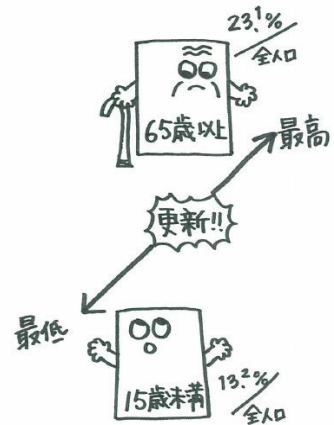
西暦の年数が「5」で割り切れる年に原則実施されます。この度発表された結果は、2010年10月1日時点の全世帯の1%にあたる約50万世帯を抽出して、全体を推計したものです。確定値の発表は10月です。

### 2. 最近の動向

総務省が発表した2010年の「国勢調査」の抽出速報集計によれば、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合は23.1%、世界最高を更新しました。一方、15歳未満の子どもの人口割合は13.2%と、こちらは世界最低を更新です。

少子高齢化が進む結果、国の成長力を支える労働力人口の減少も続いています。2010年の労働力人口は6,240万人と、前回調査の2005年時点から300万人の減少です。

また、今回の調査で分かった特徴的な動きは、1人暮らしの増加です。1人暮らしが全世帯に占める割合が、初めて3割を超えました。特に増加が目立つのは、65歳以上の1人暮らしです。65歳以上の女性の5人に1人、そして男性の10人に1人が1人暮らしという計算になります。



### 3. 今後の展開

今後は、1人暮らしの高齢者に対するサポートも、国の重要な課題になりそうです。なかでも気になるのは、都会での1人暮らしです。高齢者のなかには、高度成長期に仕事を求めて、地方から都会に移り住んだ人が多く、仕事中心の人間関係は、退職後に途切れてしまうケースが少なくありません。その結果、夫婦のどちらかが亡くなると、1人暮らしになってしまう高齢者が多いのです。

そして、少子高齢化と言えば、年金など社会保障制度の改革が急務です。現在、15～64歳の現役世代は、2.8人で1人の高齢者を支えている割合です。2015年には団塊世代が65歳になります。そうすると、今の社会保障制度の枠組みを維持することは、ますます難しくなると言われています。65歳以上の人口割合と15歳未満の子どもの人口割合が、それぞれ世界最高と最低を更新した今の日本。この現状をしっかりと認識した国の取り組み、しかも迅速な対応が求められます。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年06月29日【デイリー No.976】最近の指標から見る日本経済(2011年5月)

2011年06月15日【キーワード No.598】「住民基本台帳」から分かる人の動き(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものであり、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社